

平成25年1月18日、刑事司法の見直しを検討している法制審議会特別部会・本田勝彦（日本たばこ産業顧問）部会長の試案が発表された。

この試案では、取調べの可視化の実施について、裁判員裁判の対象事件については原則的に取調手続の全過程で録音・録画を義務付けるべきであるという案と、録音・録画を行う時期を取調官（検察官）の一定の裁量に委ねるといふ案の両案が併記されたが、落胆せざるを得ない。大阪地検特捜部の一連の不祥事を踏まえ、平成23年6月29日の「新時代の刑事司法制度特別部会」第1回会合の際、法務大臣は、検察官に取調べや供述調書を偏重してきた風潮があったのではないかとという反省に立ち、取調べや供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を抜本的に見直すべきであるとの「検察の在り方検討会議」の立場を踏襲していた。この立場から素直に制度設計を考えれば、録音・録画の時期を取調官（検察官）に委ねるなどという内容が我が国のあるべき刑事司法制度の姿であるはずもない。「地検特捜部」というものは東京、大阪、名古屋にしかないが、札幌でも地検特別刑事

部が設置されており、私も少なからず特別刑事部が担当した刑事事件の主任弁護人を務めたことがある。私が主任弁護人を務めた事件は、ホームック株のインサイダー取引に端を発した証券取引法違反、国土交通省北海道局長が関与したとされた談合、ニュークラブ経営会社の

国税徴収法違反の3つの事件であった。いずれの事件も札幌地検特別刑事部がチームを組み、身柄拘束当初から長時間取調べが行われたことから、私は、その当初から接見開始時間をいつにするのか、何分接見できるのかなどという点について、毎日、検察官と協議をしながら進めなければならなかった。逆に言えば、1日の大半の時間帯は検察官の手持ち時間として利用し得る状況になっていた。このような状況は東京地検特捜部が担当した陸山会事件でも同様であった。かかる状況下、供述内容の任意性や信用性について問題が生じるような自白偏重の取調べが仮になされた場合、それを公判にて覆すことはなかなか難しい。実際にこれら3つの事件の中には、供述調書に過度に依存した事実認定が札幌地裁判決で言い渡され、控訴審である札幌高裁にて

取り消された事件も含まれているが、大変な苦勞を強いられた。自白偏重、供述調書に過度に依存する体質は常に目の前に存在している。

ところで、これら3つの事件はいずれも裁判員裁判対象事件ではないことから、録音・録画を裁判員裁判対象事件に限定する案では録音・録画されない。また、仮に、録音・録画がなされるような制度設計をしたとしても、その開始時期について取調官（検察官）に一定の裁量を認めると、検察官に不利にならない状況下で実施される可能性を制度上払拭することができない。いま問われているには1人1人の検察官の良心ではなく、制度設計をする際、大阪地検特捜部の不祥事から徴表した検察庁内部の根深い問題性はどう対処するかである。

実は、大阪地検特捜部の不祥事後、全国的に検察官の録音・録画を試行する動きが起きた。その際、北海道では、私が担当した3つの事件の1つが選ばれ、後日、試行的録音・録画のDVDをじっくりと見ることとなった。しかし、その内容は、すべての取調べが終わる勾留期間満了日に、それまでの期間を通じて録取された供述内容を復唱するかのよう

に確認し続ける内容であって、それはまさにお芝居、その供述内容の任意性や信用性に問題がないかどうかなど検証できる内容ではなかった。もし、勾留期間満了日以前に供述内容の任意性や信用性に問題が生じ得る自白偏重の取調べがなされて供述が録取されても、勾留期間満了日に、何事もなかったかのように今までの供述内容を確認し続ける録音・録画がなされてしまえばどうなってしまうかは自明の理である。録音・録画の手法や時期録取する範囲について取調官（検察官）の裁量に委ねることは、場合によっては今以上に問題を隠蔽し得る道具を捜査側に与える危険性を内包する。

さて、平成25年1月29日付北海道新聞夕刊によると、この試案に対してはすぐさま部会長から修正案が提出され、裁判員裁判対象事件に限定せずに制度の枠組を検討すると表現が加わったようであるが、これを読んで少し気分が悪くなった。最初から受け入れられない試案をアドバルーンに乗せて大々的に世間に公表し、その後すぐさま修正案を出して「落としどころ」を探る安直な手法の臭いがするからである。

『本田勝彦特別部会長試案』に対して

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。